

(必読) EV 補助金申請時の注意点 (各項目申請者が をしてください)

- 申請者は宮古島の EV 補助金のホームページ、補助金交付要綱、申請書を**必ず**読んでいただき、**本補助金の趣旨、申請方法を確認のうえ**申請を行ってください。予算額に達し次第受付を終了します。**申請受付の確定は申請書類と添付資料が完全に揃ってからとなります。**
- 申請主体者(責任者)は**EV 購入者本人**です。申請の方法、添付書類は**必ず**自分で確認してください。**車輛購入店舗は、あくまで申請のサポートをサービスで行っているに過ぎません。**申請書の提出、不備の修正は申請者の責任の下におこなってください。兄弟・夫婦等で同年度内、同時申請は認めておりますが、提出や書類の調整は**必ず各々本人**がおこなってください。
- 申請書の不備の放置や提出催促の放置等により、補助金の交付が受けられない事態の責任は**全て申請者に帰属します。**
- 補助金の交付申請をする者は、**購入(リース)契約の30日前までに**申請しなければならない。
- 申請者は、補助対象車両の**納車後速やかに**実績報告書を提出しなければならない。
- 申請者は、財産取得後**4年間**(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。市長は、補助対象車両が処分された場合、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する**補助金を返還させる**ものとする。(財産 = 購入車両)

裏面あり

- 申請書等の記入漏れが多く見受けられます。**記入漏れは不備となり受付できない**ので必要事項は**全て**記入してください。(提出の際に担当者に確認しながら記入することを勧めます) また、印鑑は**申請書から請求書まで全て同一のもの**を使用してください。訂正は**必ず**二重線を引き訂正印を押してください。(請求書の訂正・訂正印は出来ませんので注意してください)
- 書類の受取り・修正等で何度か市役所に来庁いただきます。
- 申請書等の提出は EV 補助金担当者が在席か架電して確認をしていただき、出来るだけ EV 補助金担当者へ提出してください。(EV 補助金担当者以外では不備の発見、修正指示が困難です。EV 補助金担当者のチェックを受けると何度も来庁して、訂正する可能性が低くなります)
- 日中、申請者本人と連絡のつく携帯番号を**必ず**記載してください。
- 申請時に**必ず**補助金受入口座情報記入票を提出してください。(申請書の添付書類一覧に書かれていないので注意)
- 申請者が個人であれば補助金受け入れ先口座名義は個人で、申請者が企業・団体等であれば企業・団体等の名義口座で請求してください。
- 疑問点は、市役所エコアイランド推進課【EV 補助金担当：奥松 0980-73-0950】に問合せ下さい。

以上